

ローイング器具の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 平成12・01・19産第7号・平成12年1月26日

禁止基準

安全及び制産基
 品立案通及
 製造規格上定
 され任意の認
 設立経このい
 設定をける等
 すべき3.受け
 に基づき受責
 基に属する物
 法ガッ外部適
 安全(定)の外
 全し、協海の
 品作成協評)法
 製用BTの度縮
 生活、Tにそ取
 消費、(C安全電
 部、(WCGS)
 法、(WCGS)
 方、(WCGS)
 認、(WCGS)
 確、(WCGS)
 基準、(WCGS)
 基、(WCGS)
 び、(WCGS)
 及、(WCGS)
 標準、(WCGS)
 定、(WCGS)
 認、(WCGS)
 の、(WCGS)
 文、(WCGS)
 序、(WCGS)

家庭用フィットネス器具専門部会 専門委員名簿

(五十音順)

氏名 所属

(部会長)

橋 貞夫 幸
 秀文 行
 義武 清夫
 治宏 樹彦
 嘉浩 治一
 起省 一郎
 豊眞 英一
 博忠 正士
 邦政 哲男
 靖 蔵久
 泰一 勝子
 輝聰 一夫
 哲祐 司男
 和彰 文人
 寿弘 孝弘
 弘裕 裕

東才 財団
 京口 財団
 工業 財団
 業人 財団
 大株 財団
 学株 財団
 式株 財団
 会株 財団
 社株 財団
 者株 財団
 協株 財団
 同株 財団
 工業 財団
 トス 財団
 ル中 財団
 ール 財団
 武旺 財団
 中属 財団
 付日 財団
 大株 財団
 業省 財団
 業社 財団
 学社 財団
 人地 財団
 産地 財団
 業地 財団
 産地 財団
 自地 財団
 増地 財団
 比地 財団
 式地 財団
 品地 財団
 安地 財団
 電地 財団
 技地 財団
 評地 財団
 法地 財団
 機地 財団
 運地 財団
 法地 財団
 大地 財団
 イ地 財団
 立地 財団
 屋地 財団
 団地 財団
 立地 財団
 財地 財団
 団地 財団
 立地 財団

(関係者)

高井 淳一 財団法人 日本品質保証機構

(事務局) 財団法人製品安全協会

住所：〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪2階

電話：03-5808-3302

FAX：03-5808-3305

ローイング器具の認定基準及び基準確認方法
Approval Standard and Standard Confirmation Method for
Rowing Machines for Home-use

1. 基準の目的

この基準は、ローイング器具の安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用する健康の維持及び増進を目的とした据置式のローイング器具（以下、「ローイング器具」という。）について適用する。

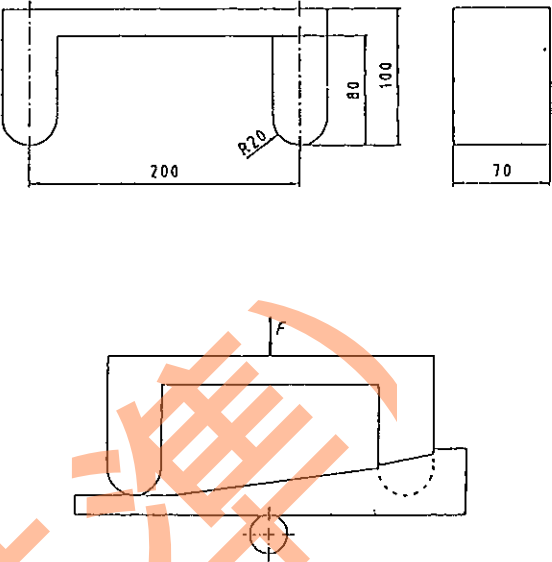
なお、スポーツジム等の施設用、各種厚生施設用及び医療用は除く。

3. 安全性品質

ローイング器具の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. ローイング器具の外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 身体が触れる部分には、先鋭部、ばり、とがり等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接部等の先端は著しく突き出していないこと。</p> <p>(3) 組立式のものにあつては、組立ては容易で、かつ確実に組み立てられること。</p> <p>(4) ステップに足を保持できる機構を有すること。</p> <p>(5) 可動部に身体や手指等が挟まれることがないこと。</p>	<p>1. (1) 目視及び触感により確認すること。 なお、身体が触れる部分には、組立・分解時及び調整時に触れる箇所を含むものとする。</p> <p>(2) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(3) 製品に添付する取扱説明書の組立説明に従って、水平、平坦な床面上で（以下、特に指定のない限りは同様とする。）組立てを行い、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(4) フットベルト等を有することを目視等により確認すること。</p> <p>(5) 可動部位とその周辺部とで構成されるすき間は、直径 9 mm、長さ 70 mmの試験用ロッドを挟み込むことがないことを確認すること。ただし、移動式のシートと移動限界ス</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
2. 強度	<p>2. ローイング器具の強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) シートの強度試験を行ったとき、外れ、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(2) 基本フレームの強度試験を行ったとき、残留たわみ量がスパンの 1/100 以下であり、かつ、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(3) ステップに装備された足を保持する機構部は、引張試験を行ったとき、外れ、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(4) ステップの強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<p>トップ部と接触部にあつては、この限りでない。</p> <p>2. (1) シートを任意の方向に 100 N の力で 1 分間引っ張り、外れ等のないことを目視等により確認すること。</p> <p>(2) 図 1 に示すように、基本フレーム中のシートの駆動域を支持し、シートを支持間の中央に固定する。この状態で、シートの中央位置に幅約 75 mm のあて板を介して使用者の制限体重の 2.5 倍に相当する力を 5 分間負荷する。この鉛直力を取り除いた後、残留たわみ量をスケール等により測定し、破損等のないことを目視等により確認すること。</p> <p>図 1. 基本フレームの強度試験</p> <p>(3) フットベルト等に対し、任意の方向に 500 N の引張力を 1 分間加え、外れ等のないことを目視等により確認すること。</p> <p>(4) 図 2 に示すあて具を介して 1,000 N の圧縮力を 1 分間加え、破損等のないことを目視等により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>3. 耐久性及び温度上昇</p>	<p>3. 耐久試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用状支障のある異状がないこと。また、手を触れることができる部位は、65℃以上にならないこと。</p>	<p>単位；mm</p>  <p>図2. ステップの強度試験</p> <p>3. 試験中、製品が移動しないよう接地部を床面に固定し、20回/min ± 5回/min の駆動速度で機械的に連続して 20 分間駆動し、手を触れることができる外表面に対し、熱電温度計法等により確認すること。</p> <p>15分間の休息をもった後、同駆動速度で合計 12,000回になるまで駆動し、破損等のないことを目視等により確認すること。</p> <p>なお、油圧シリンダ等の連続駆動に適さないものは、取扱説明書に記載される許容連続使用时间毎に 15 分間の休息をもちながら駆動するものとする。また、負荷が調節可能なものにあつては、原則として最大負荷条件で行うものとし、繰り返し駆動域は、実運動範囲の70～80%を含むものとする。</p>
<p>4. 材料</p>	<p>4. 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p>	<p>4. 目視等により確認すること。</p>
<p>5. 付属品</p>	<p>5. 付属品は、使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	<p>5. 傷害を与えるような先鋭部、ばり、まくれ等の有無、材料、機能等について目視、触感、操作等により確認すること。</p>

4. 表示及び取扱説明書

ローイング器具の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. ローイング器具には、容易に消えずかつはがれにくい方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>ただし、(3) 及び (5) は使用時に特に目につきやすい箇所に、大きな文字でその趣旨を表示し、(6) 及び (7) は購入時に必ず使用者にわかるよう、表示されていること。</p> <p>なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年若しくは輸入年、又はその略号</p> <p>(3) 家庭用</p> <p>(4) 使用前に取扱説明書に記載される使用方法を必ず読み、適正な使用方法をすること。</p> <p>(5) 無理をせず、身体に変調があったら、すぐに使用を停止すること。</p> <p>(6) 健康の維持・増進を目的とした製品であるため、事前に医師に相談する必要がある場合、必ず相談してから使用する旨。</p> <p>(7) 使用者の制限体重</p> <p>(8) 後方に人がおらず、安全を確かめて使用すること。</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、はがれにくさ及び必要な事項の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p>(3) は、その事項を枠で囲んだり、目立つ色彩を用いたりして認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(3) 及び (5) は、文字の大きさ（縦寸法）が 4.9 mm 以上であることを確認すること。また、(5) は、安全警告標識（△）を併記したり、目立つ色彩を用いたりして、より認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(6) 及び (7) は、タグ（下げ札）等を用いてよいが、(7) は、製品本体にも表示されていることを確認すること。</p> <p>(8) に併記して、後方駆動ストップ部周辺にも、安全警告標識やイラストを用いて、手指等の挟み込みに注意すべき旨が表示されていることを確認すること。</p> <p>(9) は、安全警告標識やイラストを用いて、油圧シリンダ自身の見やすい箇所に表示されていることを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 取扱説明書</p>	<p>(9) 油圧シリンダは熱くなること がある旨。</p> <p>2. ローイング器具には、次に示す 趣旨の各事項が記載された取扱説 明書を添付すること。</p> <p>(1) は取扱説明書の表紙等の見 やすい箇所に示し、(5)～(8) は 図を併記すること。(4)、(9)～ (12)は安全警告標識等を併記する などしてより認知しやすいもので あること。</p> <p>なお、その製品に該当しない事 項は省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、保管 すること。</p> <p>(2) 家庭用であるため、学校、ス ポーツジム等、不特定多数の使 用者によって使用しないこと。</p> <p>(3) 使用者の制限体重 例. 100 kg以下</p> <p>(4) 健康の維持・増進を目的とし た製品であり、事前に医師に相 談する必要がある場合、及び家 庭内リハビリ用に使用する場 合は、必ず医師に相談してから使 用すること。</p> <p>(5) 各部の名称</p> <p>(6) 部品の構成</p> <p>(7) 組立・分解方法</p> <p>(8) 調節・調整方法</p>	<p>2. 一般消費者が容易に理解できるものであること を確認すること。ただし、運動の名称等で専 門用語を使用する場合は、イラスト等によって その説明が行われていることを確認すること。</p> <p>(1) は、枠で囲んだり、他の文字より大きな 文字や異なった色彩を用いるなどして、より認 知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(4)、(9)～(12)は、安全警告標識を併記した り、目立つ色彩を用いたりして、より認知しや すいものであることを確認すること。特に(4)、 (9)、(11).①及び(11).⑥には、「注意」の文 字が安全警告標識に併記されていることを確認 すること。</p> <p>(4) は、事前に医師に相談する必要がある 場合の例として、心臓病、高血圧等のように詳 細に示されていることを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(9) 子どもが遊具として使用しないことを保護者の責任で注意すべきであること。</p> <p>(10) 設置上の注意</p> <p>①使用中の運動領域、特に後方の領域を十分確保できる場所に設置すること。</p> <p>②水平で堅い床面に設置すること。</p> <p>(11) 使用上の注意</p> <p>①後方に乳幼児等がいた場合には、運動者の身体やあたり、シートのスライド部に手指等を挟むことがありうるため、後方の安全を確かめながら使用すること。</p> <p>②用途（所定の使用方法）以外の使用を行わないこと。</p> <p>③同時に2人以上で使用しないこと。</p> <p>④使用前には締結部にゆるみがないか確認し、あった場合は締め直してから使用すること。</p> <p>⑤身体に変調があったら、すぐに使用を停止すること。</p> <p>⑥使用によって負荷機構部（油圧シリンダ）の温度が上昇するため、所定の運動時間（許容連続使用時間を明示すること。）を目安に使用すること。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(12)保管方法及び保管上の注意</p> <p>①使用しない場合は、別の用途に使用しないよう注意すること。</p> <p>②屋内用であるため、腐食等による機能不良を起こし得るため、屋外に放置又は保管をしないこと。</p> <p>(13)SGマーク制度は、ローインク器具の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(14)製造業者、輸入業者、販売業者等の名称、住所及び電話番号</p>	

